

令和 7 年 10 月 1 日

お客さま 各位

石動信用金庫

令和 6 年能登半島地震被災者向け「災害復旧ローン」取扱期間の延長について

令和 6 年能登半島地震の影響により被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

さて、石動信用金庫(理事長 広岡 隆)は、令和 6 年 1 月 4 日より、お客様の被災からの生活再建を支援する「災害復旧ローン」のお取り扱いをいたしております。

「災害復旧ローン」は、お客さまの被災からの生活再建をより支援する多様な商品となっております。地震により住宅の取得や修繕を余儀なくされた方を対象に、下記のとおり取扱期間を延長いたしますのでお知らせします。

お申込みは、最寄りの営業店で受付しております。

記

1. 商品概要

	災害復旧ローン
ご利用いただける方	・ 令和 6 年能登半島地震により被害を受けられた方 ・ 満 20 歳以上で安定継続した収入がある方 ・ 当金庫の営業地区内に居住あるいは勤務されている方 ・ (一社)しんきん保証基金の保証を得られる方
お使いみち	① 申込者または申込者の家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫、兄弟)が生活再建のために必要とする次の資金 a. 自動車関連資金(オートバイ、自転車を含む) 購入資金(購入にかかる税金・保険料等も可)、車検・修理費用、パーツ・オプションの購入・取付費用、自動車保険費用、運転免許取得費用、車庫設置費用、電気自動車用充電設備の購入・設置費用 b. 教育関連資金 ・ 就学する学校等への納付金(最長 1 年分) ・ 就学にかかる付帯費用(最長 1 年分、100 万円以内) ※申込日時点で、支払日から 3 ヶ月以内のものに限り支払済資金も可 c. 住宅・リフォーム関連資金 不動産の購入資金、新築資金、立て替え資金、リフォーム(増改築・修繕)資金、建物解体費用およびそれに伴う諸費用 ※売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金で、申込日時点で支払日から 3 ヶ月以内のものに限り支払済資金も可 d. 医療費 ※申込日時点で、支払日から 3 ヶ月以内のものに限り支払済資金も可 e. その他物品購入・修理資金、サービス購入資金 ※申込日時点で、支払日から 3 ヶ月以内のものに限り支払済資金も可 ② 申込者が必要とする生活資金 ※お一人様 1 回限り、100 万円以内 など、生活再建のために幅広くご利用いただけます。詳しくは、最寄りの営業店にお問い合わせ願います。
ご融資金額	1,000 万円以内
ご融資期間	3 ヶ月以上 15 年以内

ご融資利率	1.25%（固定金利・保証料含む）
ご返済方法	毎月元金均等・元利均等割賦返済（元金返済据置期間は1年以内。ただし教育関連資金のみの場合、元金返済据置期間は卒業予定月まで） ※保証金額の50%以内につき6ヶ月ごとの増額（ボーナス）返済併用も可
ご用意いただく書類	・本人確認書類（運転免許証等） ・資金使途確認書類 ※生活資金は徴求不要 ・支払済資金の場合、領収書、通帳等 ・年収確認書類 ※保証金額が100万円超は必要 ・被災状況確認書類 ※申込金額500万円超または前記お使いみちの②に該当する場合は、必要になる場合があります。
お支払方法	ご融資金は、原則としてお支払先等へお振込みさせていただきます
担保・保証人	（一社）しんきん保証基金が保証しますので担保・保証人は不要です。

2. 取扱期間

変更前：令和7年1月6日（月）～令和7年9月30日（火）

変更後：令和7年10月1日（水）～令和8年9月30日（水）

[本件に関するお問い合わせ先]

石動信用金庫 業務部業務課 0766-67-1022